

# 家畜排せつ物の利用の促進 を図るための基本方針

(検討の背景及び基本方針の概要)

生産局畜産部畜産企画課

# I. 畜産環境をめぐる情勢

## 1 畜産環境問題の顕在化

全国で1年間に発生する家畜排せつ物の量は約9千万トンと試算される。

平成11年時点で、このうちの約8割はたい肥化等を通じて農地還元される一方で、約1割が野積み・素掘りといった不適切な方法で処理されていたと推定されている。

このような不適切な処理が原因となって、悪臭や水質汚濁（河川への流出や地下水への浸透を通じた、閉鎖性水域の富栄養化や硝酸性窒素による水質汚染等）の問題を引き起こすおそれがあった。

また、これらの問題のため、畜産農家

と地域住民との間のトラブルにまで発展するケースもあり、畜産業の健全な発展を妨げる要因ともなりかねない状況であった。



△ 野積みの例(平成16年以前の状況)

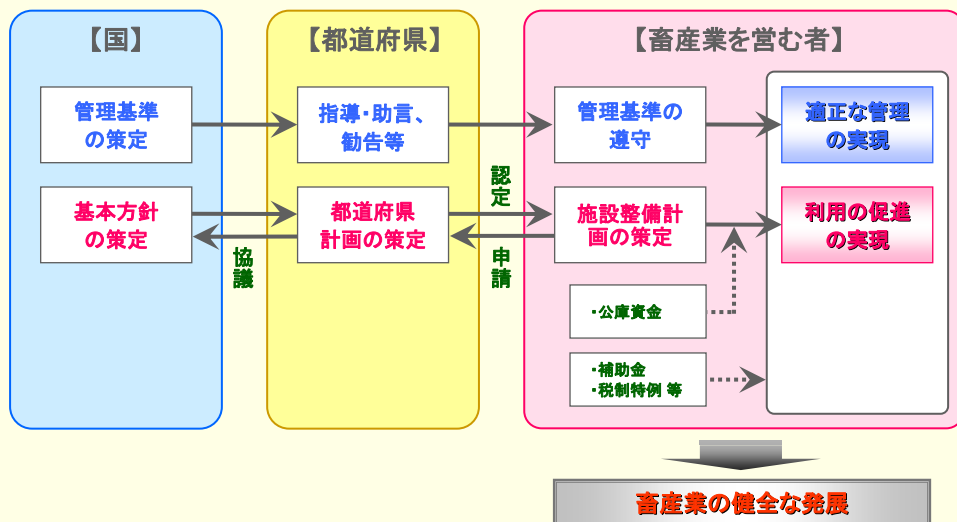
## 2 家畜排せつ物法の施行

平成11年11月、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）が施行され、畜産環境対策に積極的に取り組むことと

なった。

その結果、法本格施行期限の平成16年時点までに、野積み・素掘りは大幅に減少している。

### 家畜排せつ物法の枠組み



### 3 家畜排せつ物の管理の適正化に関する取組

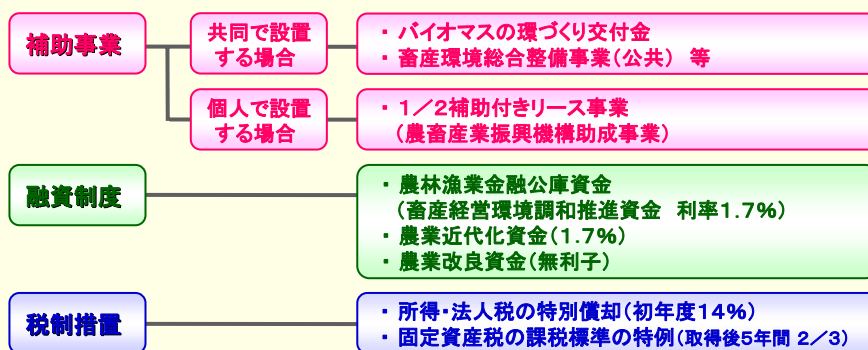
管理基準の適用猶予期間内に、都道府県計画に基づき、補助事業等の各種支援策を積極的に展開した。

また、防水シート等を用いた簡易対応についても普及を推進するとともに、リーフレットやTV（グリーンチャンネル）により制度の周知徹底を図った。

これらの結果、17年12月現在で、管理基準対象農家の99.9%が管理基準に適合する状況となっている。

今後は、簡易対応により管理基準に適合している農家について、本格的な施設への移行を図ることが課題となっている。

#### 家畜排せつ物処理施設整備のための支援策 (平成18年度)

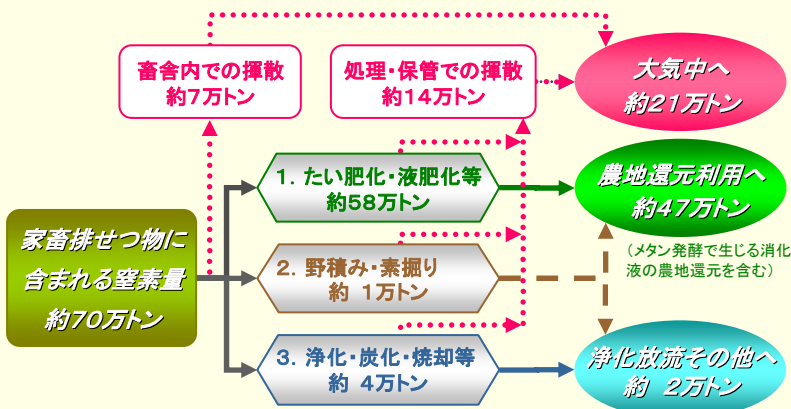


### 4 たい肥利用の現状と課題

全国の家畜排せつ物発生量は、窒素量に換算して年間約70万トンと推定されている。このうち、畜舎内や処理・保管の過程で大気中に揮散するのが約21万

トン、たい肥化等を通じて農地に還元利用されるのが約47万トン、浄化放流その他に仕向けられるのが約2万トンとなっている。

#### 家畜排せつ物に関する窒素の流れ (数字は窒素量換算の試算)



注) 畜産企画調査  
(平成16年時点の試算)

一方、全国の農地の窒素受入可能量は、年間で約114万トンと推定されている。

**農地の窒素受入可能量**  
(数字は窒素量換算の試算)

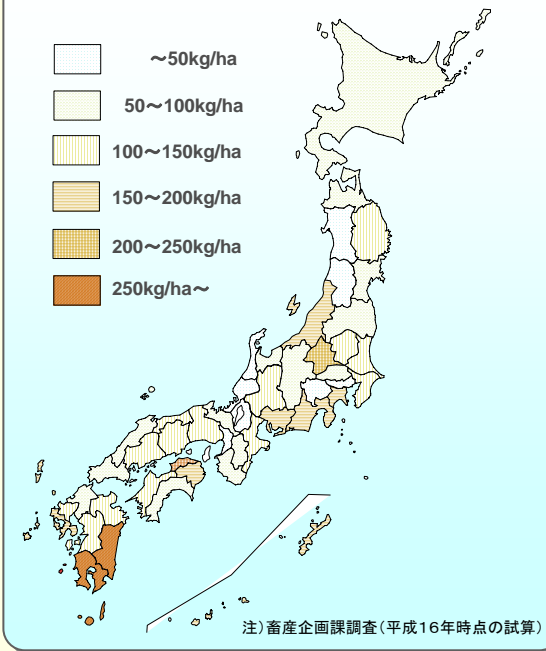


注) 畜産企画課調査(平成16年時点の試算)

しかし、地域別に見ると、耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は都道府県間で大きな格差がある。耕地面積に比べて家畜排せつ物の発生量が多い地域では、

地域での農地還元利用のほか、エネルギー利用等の高度利用、地域を越えた広域利用を促進することも重要である。

**耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量**  
(数字は窒素量換算の試算)

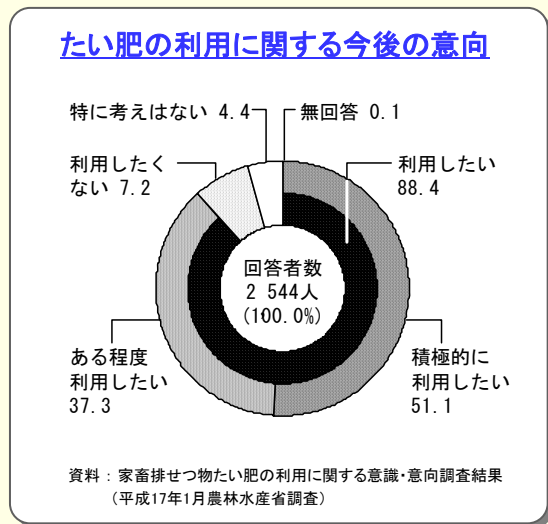


注) 畜産企画課調査(平成16年時点の試算)

## 5 耕畜連携の強化に向けた現状と課題

### (1) 耕種農家の意向等

9割近くがたい肥を利用



する意向を持っている。

しかし、たい肥に対する耕種農家のニーズ（土壌改良効果、腐熟度、経済性、肥料効果、取扱性等）に即したたい肥生産が行われているとは言い難い状況にある。また、耕種農家と畜産農家の間で、たい肥の需給情報が共有されていない地域が多いことも、たい肥需給のミスマッチを招く要因となっている。

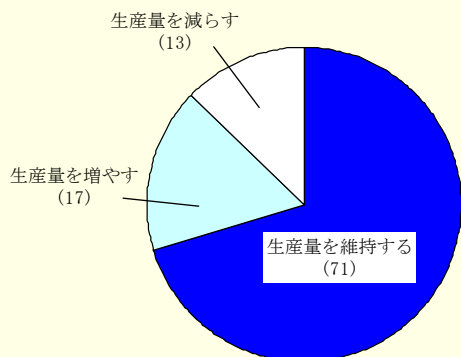
このため、耕種農家のニーズを的確に把握するとともに、これに即したたい肥生産を行う必要がある。また、たい肥の需給情報のネットワーク化の推進を行うことも重要である。

## (2) 畜産農家の意向等

一方、たい肥を生産する側の畜産農家等については、年間を通じ在庫があるたい肥センターが全体の3割程度を占めるなど、運営の面で課題が残っている。

このため、「作物生産農家のニーズを

### 今後の生産意向



資料：たい肥等特殊肥料の生産・出荷状況調査結果  
(平成17年6月農林水産省調査)

### 在庫の状況

年間を通じ在庫がある	32.5%
春、秋には概ね在庫がなくなる	56.2%
生産が追いつかない	11.3%

資料：堆肥センターにおけるたい肥生産流通実態アンケート調査報告書(平成17年3月全国堆肥センター協議会)

活かしたたい肥づくりの手引き」(技術解説編)の作成等の取組を実施してきたところである。

今後とも、畜産農家等を対象とした技術研修会等の実施により、たい肥化を適切に行うのに必要な技術(水分調整、通気管理、攪拌・切り返し、副資材の選定、たい肥化期間等)の向上を図っていくことが重要である。

## 6 高度利用の現状と課題

家畜排せつ物の高度利用(メタン発酵及び炭化・焼却)は、家畜排せつ物の利用促進の点からはもちろん、地球温暖化防止の観点からも、その普及を図っていくことが重要である。

高度利用の主な長所としては、熱や電力の利用が可能であることなどが挙げられるが、一方で、解決すべき課題として、施設の設置に多額の費用が必要なこと、メタン発酵については消化液の処理・利用が必要となることなどが挙げられることから、これらを十分認識した上で取り組むことが重要である。

なお、メタン発酵とは、スラリー状の家畜排せつ物をメタン生成菌により嫌気

性発酵させ、発生したメタンガスを燃焼させることによるエネルギー(熱、電力)を利用するものであり、炭化・焼却とは、家畜ふんを不完全燃焼(炭化)又は完全燃焼(焼却)させ、発生したガスや熱を利用するものである。



△ メタン発酵施設

## Ⅱ. 基本方針見直しのポイント

### 耕畜連携の強化

- ◎ 家畜排せつ物の利用促進を進めるためには、耕畜連携を強化していく必要
- ◎ 耕種農家と畜産農家の交流が少ないことが、耕畜連携の阻害要因の一つ
- ◎ たい肥需給情報の共有が不十分な地域も存在
- ◎ たい肥利用を促進するための耕畜連携の体制を整備
- ◎ たい肥需給情報の収集・整理、ネットワーク化の推進
- ◎ 耕畜が離れて立地している地域等においては、たい肥の調製等を耕種地域において行える体制を整備

### ニーズに即したたい肥づくり

- ◎ 耕種農家のニーズに即したたい肥を生産することが重要
- ◎ 用途や作物により様々な耕種農家のニーズに十分対応できていない面も
- ◎ 用途・作物により様々な耕種農家のニーズを的確に把握し、たい肥生産に反映
- ◎ ニーズに即したたい肥生産のために必要な情報の提供

### 家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進

- ◎ 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量は、都道府県間で大きな格差
- ◎ 家畜排せつ物が過剰となる地域等においては、たい肥の広域利用又はたい肥化以外の方法により家畜排せつ物の処理・利用を図る必要
- ◎ 過剰地域等においては、必要に応じ、ペレット化による広域利用、炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することにより、たい肥の需給状況の改善やエネルギー利用を図る
- ◎ 地域に賦存する家畜排せつ物以外のバイオマスについても、その活用を積極的に推進

# Ⅲ. 基本方針の概要

## 1 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針とは

「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」（以下「基本方針」）は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（以下「家畜排せつ物法」）に基づく法定計画である。現行基本方針は平成11年11月に定められた（目標年度 平成20年度）。

### 策定の目的

畜産業の健全な発展に資するため、家畜排せつ物法に掲げる事項について国の基本的な方針を定めることにより、家畜排せつ物の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

### 主な内容

- ① 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- ② 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項
- ③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- ④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

## 2 新たな基本方針(案)の概要

畜産業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、生産者、関係団体、都道府県、学識経験者等を構成員とする「家畜排せつ物の利用促進のための意見交換会」を開催し、平成18年度をもって現行基本方針を変更する。

### 基本的な構成

<b>第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向</b>
1 家畜排せつ物のたい肥化の推進
(1)たい肥の経営内利用
(2)耕畜連携を通じたたい肥利用
① 耕畜連携
② ニーズに即したたい肥づくり
2 家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進
<b>第2 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項</b>
1 目標の設定の基本的考え方
2 目標の設定に当たり留意すべき事項
<b>第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項</b>
1 技術開発の推進
2 指導体制の整備
3 畜産業を営む者及び耕種部門の農業者の技術習得
<b>第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項</b>
1 資源循環型畜産の推進
2 消費者等の理解の醸成
(1)関係者への知識の普及啓発
(2)食育の推進を通じた理解の醸成

### 目標年度

平成27年度（2015年度）

### 変更の背景

関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、家畜排せつ物法に基づく管理基準は概ね遵守される状況となってきている。

一方で、近年の畜産経営の大規模化・地域的偏在の進展等に起因して、生産したたい肥を自己経営内又は地域内で有効利用することが困難となりつつある。また、バイオマスの総合的な利活用の観点からも、家畜排せつ物の高度利用（炭化、焼却、メタン発酵）を推進していくことが、喫緊の課題となっている。

## 第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

国、都道府県、市町村、農業者、農業団体その他の関係者の取組の指標となるよう、家畜排せつ物の利用の促進を図ることの意義、施策の推進の基本的方向について、その考え方を明らかにする。

### ● 家畜排せつ物のたい肥化の推進

家畜排せつ物の有効利用を旨とする資源循環型畜産を推進する観点から、自己経営内でたい肥の利用を進めることが望ましいが、自己経営内でのたい肥利用が難しい養豚経営、養鶏経営等については、耕畜連携を強化することが重要である。

このため、関係者は、自己経営内に十分な還元用耕地を確保し、生産したたい肥を自給飼料生産に利用するよう努めるとともに、自己経営内で利用しきれないたい肥の利用促進を図るため、耕畜連携のための体制整備、たい肥の需給情報の収集・整理・ネットワーク化、ニーズに即したたい肥づくりのための取組等を推進する。

### ● 家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進

家畜排せつ物が過剰となる地域等においては、たい肥の広域利用又はたい肥化以外の方法により家畜排せつ物の処理・利用を図る必要がある。

このため、こうした地域では、必要に応じ、ペレット化による広域利用や炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することにより、たい肥の需給状況の改善やエネルギー利用を図る。

## 第2 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項

都道府県計画の目標設定に当たり参考とすべき事項、一層の利用を図るため整備することが望ましい施設・機械についての基本的考え方等について示す。

### ● 都道府県計画の目標年度

都道府県計画の目標年度は、平成27年度（2015年度）とする。

### ● 目標設定の考え方

都道府県計画において処理高度化施設の整備に関する目標を明らかにする際には、必要に応じ、たい肥の利用拡大、地域環境への配慮及び家畜排せつ物のエネルギー利用の推進の観点に留意する。

### 第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

たい肥化技術、家畜の飼養管理方法の改善等家畜排せつ物の利用技術の向上を図るため関係者が取り組むべき事項について、その基本的考え方を示す。

#### ● 技術開発の推進

ニーズの多様化に適切に対応していくためには、低コストで実用的な技術開発を促進することが不可欠であることから、国、独法研究機関、公立試験研究機関等は、ニーズに即したたい肥生産、家畜排せつ物のエネルギー利用促進、汚水処理、悪臭低減、たい肥の減量化、たい肥の利用等について、技術開発の推進に努める。

#### ● 指導体制の整備

技術の普及指導及び知識の迅速な伝達が適切に行える者の育成確保が重要であることから、中央、都道府県及び地域の各段階において技術研修会等の実施に努める。また、その際、耕種関係者をも対象とするよう努める。

#### ● 農業者の技術習得

技術が生産現場に広く普及することが重要であることから、農業者は、技術研修会等に積極的に参加するとともに日常より技術動向に注意を払うことにより、必要な技術・知識の習得に努める。

### 第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

家畜排せつ物由来のたい肥等の需要拡大を図るため関係者が努力すべき事項等について、その基本的考え方を示す。

#### ● 資源循環型畜産の推進

資源循環型畜産の推進を図ることは食料自給率向上や耕地における窒素収支改善の観点からも重要であることから、都道府県、市町村、農業団体等は、草地整備や土地利用調整等の推進により、自給飼料基盤の一層の強化を図る。

#### ● 消費者等の理解の醸成

家畜排せつ物の利用の促進を図るには畜産業についての消費者や地域住民の理解を深めることが重要である。

このため、都道府県及び市町村は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が資源循環型社会の構築に果たす意義等について、関係者への普及啓発に努める。また、関係者は、畜産における食育として、「ふれあい牧場」の活用等を推進することにより、資源循環を基本とした畜産への理解の醸成に努める。